整備事業評価書

(都道府県名：大阪府)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村名 | 事業実施主体名 | 政策目的 | 取組の分類 | 作物等区分(対象作物・畜種等名) | 政策目標 | 成果目標の具体的内容 | 目標値(A)(平成26年) | 事業実施後(目標年度) | 目標達成状況(B/A又は(B－基準値)/(A－基準値)) | 都道府県による改善指導の判断理由 | 地方農政局等による改善指導の判断理由 |
| 実績(B)(平成26年) |
| 大阪市 | 大阪市中央卸売市場東部市場 | 食品流通の合理化 | 中央卸売市場施設整備 | ― | 低温売場販売率が低温売場面積率の26.1ポイント以上超過(安全安心な市場流通のうち【物品鮮度の保持】) | 低温売場販売率が低温売場面積率を26.1ポイント以上超過。現行：53.3％ | 低温売場販売率89.2％ | 低温売場販売率90.3％ | 103.1％※1 | 物品鮮度保持のため水産卸売場の保冷機能設備拡張や青果卸売場の階高、柱間隔の拡張による物流の効率化に取組み、水産物取扱高に占める低温卸売場での販売率を増加させており評価できる。 | 成果目標を達成しているため、改善指導は必要なし。 |
| 大阪市 | 大阪市中央卸売市場南港市場 | 食品流通の合理化 | 中央卸売市場施設整備 | ― | 卸売市場品質管理マニュアルに基づく規範の策定及び実施(安全安心な市場流通【品質管理の高度化】) | 卸売市場品質管理マニュアルに基づく規範の策定及び実施。 | 卸売業者及び仲卸業者が取り組む品質管理についての規範(策定及び実施) | 卸売業者及仲卸業者が取り組む品質管理についての規範(策定及び実施) | 100％ | 品質管理の徹底を図るため、食肉処理時に排出される副産物処理に係る処理手順、処理方法等のマニュアルを卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づき策定するとともに、副産物処理設備整備の改良(設備更新)により、処理能力が向上し、目標を上回る作業時間の短縮が図られており評価できる。 | 成果目標を達成しているため、改善指導は必要なし。 |
| 単位重量当たり作業時間の短縮(効率的な市場流通のうち【物流の迅速化】) | 単位重量当たり作業時間を26.6％以上短縮。現行：15ｈ | 食用油脂処理作業時間11ｈ | 食用油脂処理作業時間9.3 | 142.5％※1 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※1　(B－現行値(又は基準値))/(A－現行値(又は基準値))